

## 福井県報

号外第9号  
令和6年  
2月13日(火)  
火曜日発行

告 示

— 目 次 —

○県営土地改良事業の計画の決定および関係書類の縦覧(七二・農村振興課)……………1  
○県営土地改良事業の計画の変更および関係書類の縦覧(七三・同)……………1

## 告 示

## 福井県告示第72号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第7項の規定に基づき、県営土地改良事業(名田庄地区 区画整理(経営体育成基盤整備(ほ場)事業))について土地改良事業計画を定めたので、同条で準用する第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条で準用する第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができ、

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと(審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁判があつたこと)を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として(訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。)、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和6年2月13日から  
令和6年3月13日まで
- 3 縦覧に供する場所  
おおい町農林水産課

## 福井県告示第73号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第18項の規定に基づき、県営土地改良事業(飯盛地区 区画整理(経営体育成基盤整備(ほ場)事業))について土地改良事業計画を変更したので、同条で準用する第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条で準用する第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができ、

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する判決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和6年2月13日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年2月13日から

令和6年3月13日まで

3 縦覧に供する場所

小浜市産業部農政課